

令和6年度 第27回 南都留地域教育フォーラム

都留市地域クラブ活動の取組

～「地域の子供たちは、地域で育てる」をめざして～



都留市教育委員会

はじめに

学校部活動は、これまで学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、子供たちの健全な成長を育むさまざまな教育的意義を有してきた活動です。

しかし、少子化の中、これまでと同様の学校部活動の指導体制を維持することが難しくなってきました。

そこで、都留市では、**学校部活動のよさを引き継ぎ**、子供たちが**スポーツ・文化芸術に継続して親しむ**ことができる環境を整備することをめざし、取組を進めることを検討しています。

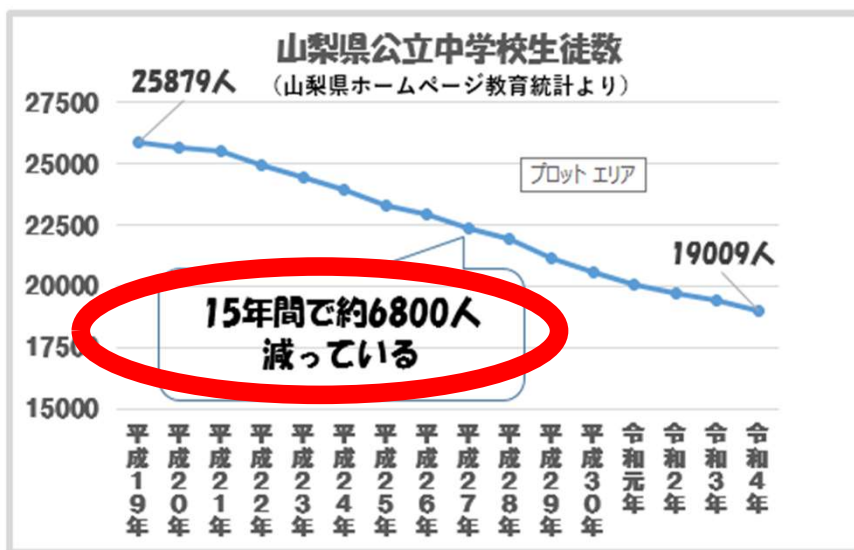
これから説明する都留市地域クラブ活動は、
まったく**新しい活動**です。保護者や地域の皆
様と**新たに一緒につくる活動**です。

実際に活動を実施する中で、さまざまな課題が
発生することが予想されますが、保護者や指導
者、学校、地域の方々等の関係者が、**その都度解
決策を検討し、よりよい体制**をつくっていくことが
大事だと考えています。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします
ます。

【部活動の現状と課題】

- ① 生徒数・部員数の減少により、大会・コンクール等への出場ができない、やりたい部活動がないなど**生徒の活動が制限**されています。



少子化の影響で部員が減り、
チームの編成ができない

休部や廃部により、通学する学校に自分の
やりたい部活動が無い

このような学校が増えています！

【部活動の現状と課題】

- ② 生徒数の減少にともない教員数が減少するため、**顧問の人数が不足したり、部活動を専門的に指導することができる教員が少なくなったり**しています。

生徒数の減少



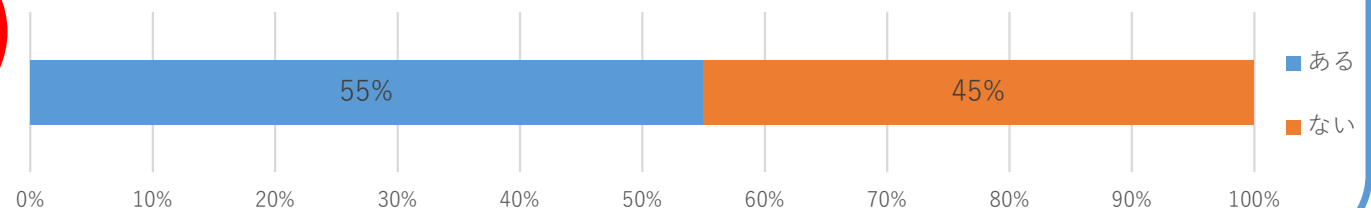
教員数の減少



顧問の不足

**経験や指導歴のない部活動を
担当している先生が半数弱**

担当している部活動について自分自身の経験や指導歴があるか
(R3 山梨県小中学校体育連盟 調査統計部より)



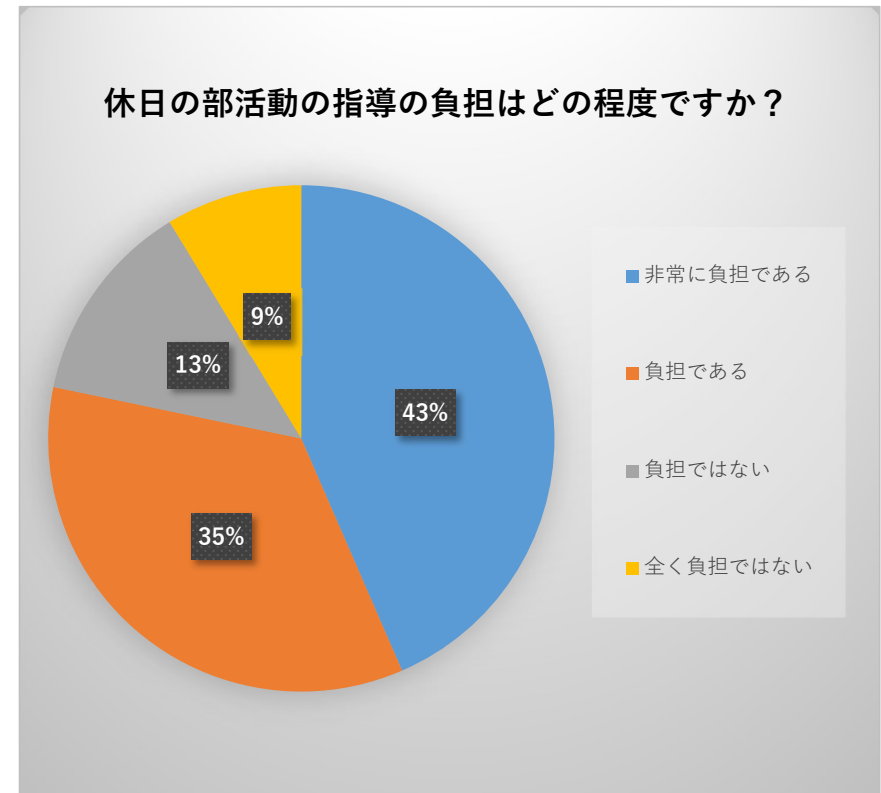
【部活動の現状と課題】

- ③ 国は、部活動は教育課程外の活動で、**必ずしも教員が担う必要のない業務**になっています。

しかし、現状は部活動の指導を教員が行っています。

そのため、時間外勤務の増加など**大きな負担**になっていると言われています。

令和4年度のアンケートでは、休日の部活動に負担感を持っている教員が、78%いました。多くの教員が負担に感じていることがわかりました。



令和4年度アンケート結果より

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むにつれ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保を目指す取組

県における部活動を取り巻く状況

- ・県内公立中学校が設置する部活動数は減少傾向にあり、運動部は平成30年からの4年間で約10%の減少。
- ・休日の部活動指導について、74%の教員が「負担である」と回答。

目指す方向性

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」

- 地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備
- スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消

国のこれまでの動向

部活動の地域移行に当たっては、「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」ことが示された。

I 学校部活動

教育課程外の学校部活動については、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインを踏まえつつ示す。

- 1 適切な運営のための体制整備
 - ・校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表等
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
 - ・心身の健康管理、事故防止及び安全対策、体罰・ハラスメント等の根絶等
- 3 適切な休養日の設定
 - ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、休日1日）等
- 4 生徒の多様なニーズを踏まえた環境の整備
 - ・合同部活動や合同練習、部活動指導員等の取組の推進等
- 5 学校部活動の地域連携

◆少子化の中、持続可能な体制にする必要
◆地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として想定される地域クラブ活動の在り方等について示す。

- 1 新たな地域クラブ活動の在り方
 - ・地域クラブ活動を行う環境の整備
- 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - ・参加者、運営団体・実施主体、指導者、活動内容、適切な休養日の設定、活動場所、会費の適切な設定と保護者等の負担軽減、保険の加入等
- 3 学校との連携等
 - ・活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解、教師等の兼職兼業等

※Iは中学生を主な対象者とし、高校生にも原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行へむけた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

- 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法
 - ・休日の活動の在り方等の検討、検討体制の整備、段階的な体制の整備
 - ・やまなし地域クラブ活動の体制整備に関する手引き
- 2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進
- 3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

IV 大会等在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
- 3 生徒の安全確保
- 4 教育内大会をはじめとする大会等の在り方



YAMANASHI

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ **合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

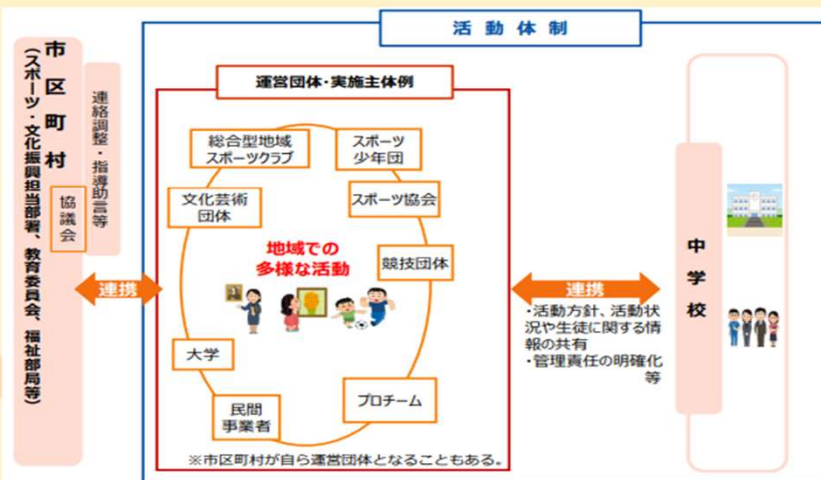
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



学校部活動の地域クラブ活動への移行で変わる主な変更点

これまでの学校部活動

【指導者】学校の教員（顧問）

地域の指導者（部活動指導員・外部指導者）

【活動場所】在籍する学校の施設

市内の体育施設・文化施設等

【対象】同じ学校の生徒

複数の学校による合同チーム

【経費】無料

【保険】学校で加入



目指す地域クラブ活動

【指導者】**地域の指導者**

希望する学校の教員（兼職兼業）

【活動場所】学校の施設

市内の体育施設・文化施設等

【対象】**原則として地域の生徒**

（市外の生徒も可）

【経費】**指導者の報酬、会場使用料等**

【保険】**新たな保険に加入**

学校部活動の地域クラブ活動への移行で変わる主な変更点

- 学校という**公的機関の活動**から、**地域クラブ活動**という**私的な地域の活動**へ
- 将来的には、**参加を希望する人が、費用等を自己負担**して行う活動に変更される

平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動が併存する

これまでの都留市の取組

令和5年6月に、都留市地域クラブ活動推進協議会を設置した。

委員は、次の方々です。

学識経験者（大学関係者2名）

都留市スポーツ協会より1名

都留市文化協会より1名

都留アスリート倶楽部より1名

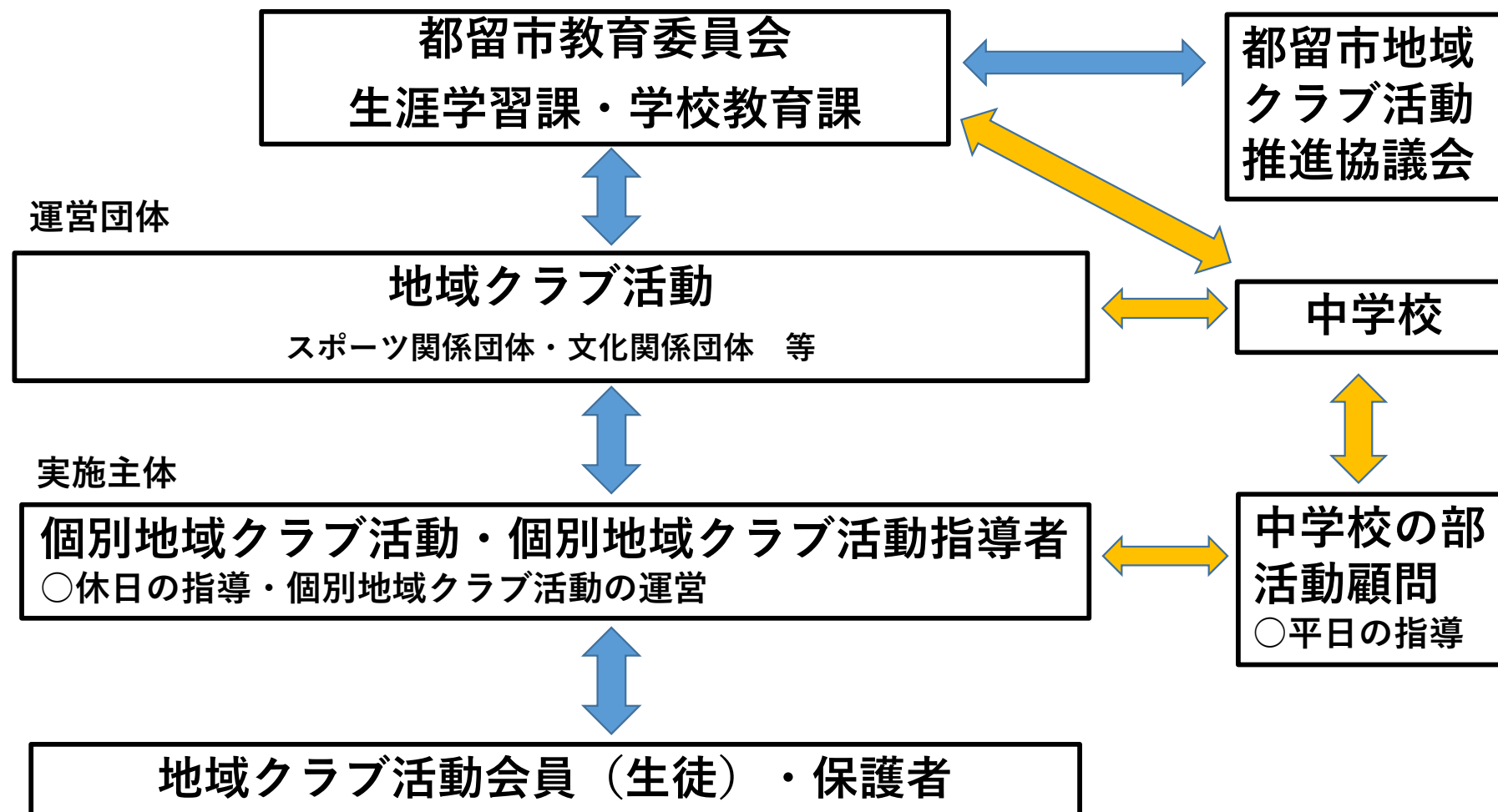
都留市PTA連合会より1名

都留市内3中学校長

都留市教職員代表2名（運動部顧問代表、文化部顧問代表）

都留市教育委員会（教育長、学校教育課3名、生涯学習課6名）

都留市地域クラブ活動の体制について



都留市地域クラブ活動の体制について

運営・実施体制 1

運営主体

教育委員会
スポーツ関係団体・文化関係団体 等

実施主体

3中学校の生徒が合同で行う
個別地域クラブ活動

3中学校の生徒が、合同で活動する個別地域クラブ活動を設立し、実施する。

運営・実施体制2

運営主体

教育委員会
スポーツ関係団体・文化関係団体 等

実施主体

都留第一中学校の生徒を中心とする個別地域クラブ活動

都留第二中学校の生徒を中心とする個別地域クラブ活動

東桂中学校の生徒を中心とする個別地域クラブ活動

3中学校の生徒が、学校単位を中心とする個別地域クラブ活動を設立し、実施する。

大会やコンクール等への参加資格から学校単位がなくなるまでは、上記の2つの体制が考えられる。また、両体制が併存する場合も想定される。生徒・保護者を含めた関係者で話し合い、よりよい運営体制を検討し、実施する。

都留市地域クラブ活動基本方針

—基本方針—

休日の地域クラブ活動は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、将来にわたり、本市の子供たちが豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保する。

目指すところ

- ・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との考えの下、休日の中学校部活動の地域移行を推進する。
- ・本市の教育振興基本計画にある「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」を推進する。
- ・子供たち（中学生）が、仲間や異世代との交流の中で、ともにスポーツや文化芸術に親しむ、楽しむ、支え合う、育てるなどの様々な体験ができる環境の整備を目指す。
- ・中学生が、休日の地域クラブ活動と平日の学校部活動に違和感なく参加でき、多様なニーズに対応できる持続可能な体制を築く。（以下省略）

都留市地域クラブ活動規約

(名称)

第1条 本活動の名称は、都留市地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という）とする。

(運営主体及び実施主体)

第2条 地域クラブ活動は、当面都留市教育委員会が中心となり、運営を行う。同時に、関係団体と協力し、運営主体の体制整備に取り組む。

2 競技種目・活動別の地域クラブ活動については、民間事業者を含む関係機関で協議し、実施する。希望する中学生がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる体制を整備する。

(活動方針)

第3条 地域クラブ活動は、都留市地域クラブ活動基本方針にしたがい、活動を行う。（以下省略）

令和6年度に地域クラブ活動への移行を目指す活動

都留市では、すでに中学生の指導を行っている活動から地域クラブ活動への移行を目指す。

- 都留アスリート倶楽部（総合型地域スポーツクラブ）に移行する活動
陸上競技・ソフトテニス
- 新しく地域クラブ活動をつくる活動
バレーボール・剣道・卓球・ラグビー

令和7年度 休日部活動の地域移行を検討する部

都留一中	都留二中	東桂中
部活動	部活動	部活動
野球	野球	野球
バレーボール男子	バレーボール男・女	バスケットボール男・女
バスケットボール男・女	バスケットボール男・女	サッカー
卓球男・女	卓球男・女	音楽
相撲	弓道	バレーボール女子
吹奏楽	相撲	
文芸	吹奏楽	
新体操	文化	

都留市地域クラブ活動の設立に向けて

- ① 令和6年12月ごろより順次実施を目指す。
- ② （今年度は）月2回程度、土日のいずれか1回3時間程度とする。
- ③ 使用施設は基本的に中学校施設、道具は当面中学校のものを借用する。
- ④ 活動場所までの移動は、徒歩、自転車、保護者の送迎を基本とする。

都留市地域クラブ活動の設立に向けて

- ⑤ 保険は、生徒・指導者ともに必ず加入する。
- ⑥ 費用については、すべての部活動の地域クラブ活動への移行が終了した場合は、受益者負担を基本とする。
- ⑦ 移行期間の費用については、保護者より生徒保険代（800円）を徴収する。その他の費用は、市が負担する。詳しい説明は、後で行います。

都留市地域クラブ活動の設立に向けて

- ⑧ 地域クラブ活動への移行が終了した後に、経済的に困窮する家庭への支援の実施を検討する。
- ⑨ 指導者は、スポーツ・文化芸術団体の指導者、部活動指導員や外部指導者、教員の兼職兼業、大学生等を想定している。指導者の量の確保のため、市人材バンクの設立等を検討する。質を確保するため、研修会の実施、指導者の資格取得の支援等を検討する。

都留市地域クラブ活動の設立に向けて

- ⑩ 指導者には、事故防止・事故発生時の対応・報告等についての研修会を実施する。また、指導者は、事故発生時の対応や不適切な指導を予防するため、複数で指導を行うようにする。
- ⑪ 保護者には、協会登録、大会等への参加手続き、大会への輸送等について協力をお願いすることを検討している。

地域クラブ活動の費用について(今年度)

保護者が負担する費用 生徒保険代(800円)

市が負担する費用

- ① 施設使用料(学校施設を含め使用料は半額)
- ② 指導者の保険料(1,850円)
- ③ 指導者の報酬
- ④ 地域クラブ活動の事務関係費
- ⑤ 地域クラブ活動事務担当者の報酬

その他の費用

- ① 道具類の購入費(当面は学校の物品を借用)
- ② 大会参加費・輸送費等(個別地域クラブ活動で対応を検討)

指導者について

山梨県では、「スポカルやまなし」という地域クラブ活動等の人材バンクを立ち上げました。

すでに、多くの希望者が登録をしています。

中学生や地域のスポーツ・文化芸術活動をサポート

やまなし地域クラブ活動等 人材バンク

(スポカルやまなし)



あなたの経験を、子どもたちの未来へ。

**指導者登録は
3分でOK!**



yamanashi-partner.sport.bank.jp

資格や教員免許がなくてもOK。
指導経験は問いません。



登録すれば、こんないいこと、いい未来!

求人企業に刺さる ガクチカとして就活に有効	地域貢献やボランティアを通じて 人脈やコミュニティが広がる	休日の副業・アルバイトで 報酬が得られる
--------------------------	----------------------------------	-------------------------

指導者について

県の「スポカルやまなし」に登録している人は、都留市以外の方が多く、市内の登録者はまだ多くはありません。

地域クラブ活動を持続的な活動にしていくためには、市内の指導者の人数を多くする必要があるのであります。

指導者について

募集要件

指導者は、次の1から4までに掲げるすべての要件に該当し、且つ5の(1)から(6)のいずれかに該当し、且つ(7)および(8)のいずれかに該当する者で教育委員会が認めた者とします。

1指導する活動に関する専門的な知識・技能を有し、都留市地域クラブ活動基本方針に沿って活動できる。

2申請時において18歳以上である。

3地方公務員法第16条及び学校教育法第9条各号に該当しない。

4過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がない。

5以下のいずれかに該当する者。

(1).教員免許を授与された経験があり、当該活動の部活動の指導実績又は活動経験がある。

(2).プロスポーツチーム又は実業団等で競技経験もしくは指導経験がある。

(3).文化・芸術活動で優れた結果を獲得した経験がある。もしくは優秀な指導をした経験がある。

(4).日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定した指導者資格を有する。

(5).文化・芸術活動の中央団体等が認定した資格や指導者資格を有する。

(6).学校教育法第1条に規定する学校において、当該活動の部活動の指導実績がある。

(7).都留市スポーツ協会又は都留市文化協会、市教育委員会、市内中学校長等のいずれかから推薦がある。

(8).大学等に在籍しており、当該活動の経験を持ち、出身学校、大学等の関係者等から指導者として適格であると推薦がある。

指導者の職務内容

- (1)実技指導
- (2)安全及び障がい予防に関する知識・技能の指導
- (3)学校外での活動（大会、コンクール、練習試合等）の引率
- (4)用具及び施設の予約・点検・管理
- (5)休日部活動の管理運営
- (6)保護者等への連絡
- (7)年間及び月間指導計画の作成
- (8)生徒指導に係る対応
- (9)事故発生時の現場対応
- (10)その他

地域クラブ活動に移行するためのお願い

・山梨県の地域移行の担当者は、地域クラブ活動への移行を進める場合に必要なものとして、3点を挙げています。

- ① ひと…指導者、運営団体の担当者等
- ② かね…生徒・指導者・運営団体の担当者等の費用
保険の費用、施設使用料、道具の費用等
- ③ もの…使用施設、道具等

地域クラブ活動に移行するためのお願い

学校部活動を地域クラブ活動に移行するためには、「ひと・かね・もの」をはじめ、多くの関係者が力を合わせる必要があります。

都留市では、都留市スポーツ協会が、いち早く地域クラブ活動への協力の意思を表明してくださり、大変感謝しております。

地域クラブ活動に移行するためのお願い

地域クラブ活動は、「地域の子供たちは、地域で育てる」というスローガンのもと、子供たちの健全な心身を育むための貴重な体験機会だと思っています。

ここにご参会いただいている皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご清聴、ありがとうございました。